

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 様

大阪市環境局長

## 災害廃棄物の広域処理に係る課題等について（再要望）

平成 23 年 12 月 16 日付け、資循第 1723 号及び大環境施第 192 号、「災害廃棄物の広域処理に係る課題等について（要望）」を提出させていただき、東日本大震災における災害廃棄物の広域処理に係る課題等について、ご見解をお示しいただくようお願いしたところです。

大阪府及び大阪市では、被災地の早期復興に向けて、災害廃棄物の広域処理に係る支援が不可欠であると考えております。また、一方で、市民の安全・安心の確保も重大な責務であり、災害廃棄物の受け入れについては、安全性を確認することが最重要課題であります。

災害廃棄物の広域処理を検討するにあたっては、海面埋立処分場など大阪府域特有の課題があり、安全性の確認が最も急がれることから、特に以下の内容について、ご見解をお示しいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 海面埋立処分場における安全性の評価基準について

1 月 26 日に行われた関西広域連合委員会において、「東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入について」回答されておりますが、その中で、「海面埋立については、埋め立てる廃棄物の種類による溶出濃度の違いに加え、埋立処分場の構造、立地、排水方法、陸地部分の有無などの違いを考慮することが必要であることから、個別に評価することとしています」とされています。また、「環境省としては、地方公共団体及び海面埋立処分場の所有者・管理者の協力が得られれば、関西地方における海面埋立処分場の安全性の評価の実施について検討して参ります」とされておりますが、まず、環境省において、統一的な安全性の評価に係る考え方を示していただきたい。そのうえで、大阪府域特有の条件を勘案した個別の安全評価をお願いしたい。

#### 2. 焼却灰の埋立処分先について

海面埋立処分場については、安全性の個別評価に関して、一定の時間を要することが想定されるため、先立って広域処理を推進していくためには、大阪市域で処理した焼却灰を、被災地において埋立処分することについて、ご見解をお示しいただきたい。